

第6回 近海を操業区域とする中規模の漁船に関する資格制度の
あり方に関する検討会

議事次第

日 時:令和元年 11 月 12 日(火) 10:00～12:00

場 所:国土交通省 4階特別会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 前回検討会の宿題事項
- (2) 機関士の乗組み省略要件の検討(第1段階)
- (3) 小型船舶操縦士の乗船措置の検討(第2段階)
- (4) その他

3. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

委員等名簿

資料1	機関士の乗組み省略要件(案).....	1
資料2	小型船舶操縦士の乗船措置(案).....	3

近海を操業区域とする中規模の漁船に関する資格制度のあり方に関する検討会
委員等名簿

(学識経験者)

座長：塚本達郎 東京海洋大学海洋工学部長（機関）
高崎講二 九州大学名誉教授（機関）
畔津昭彦 東海大学教授（機関）
國枝佳明 東京海洋大学海洋工学部教授（航海）
光延秀夫（一財）日本船舶職員養成協会参与（機関）
加藤学（公財）海技資格協力センター業務執行理事（航海）
田辺晃（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会試験部長（小型船舶）
平石一夫（一社）海洋水産システム協会専務理事（漁船システム）

(使用者委員)

小林憲（一社）大日本水産会常務理事
檜垣浩輔 全国漁業協同組合連合会参事
筆谷拓郎（一社）全国底曳網漁業連合会業務課長
大石浩平 全国さんま棒受網漁業協同組合専務理事
清家一徳 大分県旋網漁業協議会会員（大黒水産有限会社）
樋口寛次郎 山口県以東機船底曳網漁業協同組合理事

(労働者委員)

高橋健二 全日本海員組合水産局長
釜石隆志 全日本海員組合水産局水産部副部長補

(技術者委員)

泉克典 ヤンマー(株)特機エンジン統括部品品質保証部長（機関）
小鯖利弘 (有)小鯖船舶工業代表取締役専務（造船所）

(行政)

磯野正義 国土交通省大臣官房審議官
森有司 国土交通省海事局安全政策課長
堀真之助 国土交通省海事局海技課長
大橋伴行 国土交通省海事局総務課首席海技試験官（航海）
植西泰 国土交通省海事局総務課次席海技試験官（機関）
榎本雄太 海上保安庁交通部安全対策課長
黒萩真悟 水産庁増殖推進部長
高瀬美和子 水産庁増殖推進部研究指導課長
廣野淳 水産庁資源管理部管理調整課長

(オブザーバー)

小見山康二 内閣府規制改革推進室参事官

(事務局)

国土交通省海事局海技課
水産庁増殖推進部研究指導課

近海中規模漁船の機関士の乗組み省略要件（案）

1. 海技士（機関）の乗組み基準の見直し

船舶職員及び小型船舶操縦者法第 20 条第 1 項の規定による乗組み基準の特例を適用し、安全の確保を前提に、次に掲げる要件に適合する近海中規模漁船について、海技士（機関）の乗組みを省略することができることとする。[令和元年末までに措置]

（主な要件）

- ① 長さ 24m 未満であること。
- ② 総トン数 80 トン未満であること。
- ③ 推進機関の出力が 750kW 未満であること。
- ④ 機関区域が無人の状態であっても、警報により直ちに機関区域に行くことができるよう措置されたものであること。
- ⑤ A 重油又は軽油を機関の燃料として使用するものであること。
- ⑥ 海岸から 100 海里未満の水域において航行すること。
- ⑦ 僚船による支援体制が確立されていること。
- ⑧ 一航海の日数が 10 日を超えないこと。
- ⑨ 海技士（機関）の代わりに、機関の運転に関する一定の講習を修了した機関担当者が乗り組むこと。（下記 2. 参照）
- ⑩ 機関の保守整備に関する陸上の支援体制が確立されていること。
- ⑪ 遊漁船業の適正化に関する法律第 2 条第 2 項に規定する遊漁船でないこと。

2. 機関の運転に関する一定の講習

近海中規模漁船について、海技士（機関）の乗組みを省略する代わりに、当該漁船において機関の運転に関する業務を担当する者（機関担当者）が修了すべき講習の概要は、次のとおり。

（1）講習の主体

国土交通大臣が認める民間機関

(2) 講習の内容

機関担当者が、メーカーマニュアルに従い、近海中規模漁船のディーゼル機関（出力装置、プロペラ装置、補機、電気設備等を含む。以下同じ。）を運転できるよう必要な知識・能力を習得させるもの。

講習内容については、次のとおり、ディーゼル機関の取扱い、保守点検、故障時の対処など、近海中規模漁船の機関の運転に必要な内容に限定する。

実際の機関又はその模型を使用した実習も行うが、総トン数 20 トン以上の漁船に乗り組み、機関の運転に関する職務を一定年数行った履歴を有する者については、当該実習を省略することができる。

(講習の内容)

- ① ディーゼル機関の取扱い
 - 一 機関の安全な使用
 - 二 機関の概要
 - 三 機関の燃料油・潤滑油・冷却水
 - 四 機関の運転のしかた
 - 五 海洋汚染の防止
- ② ディーゼル機関の保守点検
 - 一 船上における保守点検項目及び周期
 - 二 船上における保守点検要領
- ③ ディーゼル機関の故障時の対処
 - 一 機関の故障原因
 - 二 機関の故障時における応急的な対処
 - 三 火災、浸水による機関の損傷制御

近海中規模漁船への小型船舶操縦士の乗船措置（案）

1. 小型船舶の要件

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則上の小型船舶の定義を見直し、安全の確保を前提に、次に掲げる要件に適合する近海中規模漁船について、小型船舶操縦士 1 名の乗組みによる航行を可能とする。〔令和元年度末までに省令改正・公布〕

（主な要件）

- ① 長さ 24m 未満であること。
- ② 総トン数 80 トン未満であること。
- ③ 推進機関の出力が 750kW 未満であること。
- ④ 機関区域が無人の状態であっても、警報により直ちに機関区域に行くことができるよう措置されたものであること。
- ⑤ A 重油又は軽油を機関の燃料として使用するものであること。
- ⑥ 海岸から 100 海里未満の水域において航行すること。
- ⑦ 僚船による支援体制が確立されていること。
- ⑧ 一航海の日数が 10 日を超えないこと。
- ⑨ 船舶の運航及び機関の運転に関する一定の講習を修了した小型船舶操縦者が乗船すること。（下記 2. 参照）
- ⑩ 小型船舶操縦者が、操舵場所において、一人で操縦を行うことができるものであること。
- ⑪ 小型船舶操縦者の業務を補助する者として、船舶の運航に関する知識又は能力を有すると国土交通大臣が認める者が乗船すること。【P】
- ⑫ 遊漁船業の適正化に関する法律第 2 条第 2 項に規定する遊漁船でないこと。
- ⑬ 船舶自動識別装置（簡易型を含む。）を備え、かつ、これを常時（操業中を除く。）作動させているもの。（推奨）

2. 船舶の運航及び機関の運転に関する一定の講習

近海中規模漁船について、小型船舶操縦士 1 名の乗組みによる航行を可能とするに当たり、当該漁船の小型船舶操縦者（船長）が修了すべき講習の概要は、次のとおり。

（1）講習の主体

国土交通大臣の登録を受けた民間機関

(2) 講習の内容

[船舶の運航に関する科目]

小型船舶操縦者が、近海中規模漁船の運航に関する業務を行うことができるよう必要な知識・能力を習得させるもの。

講習内容については、次のとおり、小型船舶操縦士として有していない知識・能力であって、近海中規模漁船の取扱い、非常時の措置、関係法規など、近海中規模漁船の運航に必要な内容に限定する。

近海中規模漁船を使用して実技も行うが、総トン数20トン以上の漁船に乗り組み、船舶の運航に関する職務を一定年数行った履歴を有する者については、当該実技を省略することができる。

(講習の内容)

【学科】

1. 近海中規模漁船の取扱い
 - 一 航海計器
 - 二 船舶設備
 - 三 復原性
 - 四 操船
 - 五 レーダー観測
2. 非常措置
 - 一 救命
 - 二 消火
3. 法規
 - 一 免許制度
 - 二 海上交通ルール
 - 三 船長の職務・権限
 - 四 船舶検査制度・登録制度

【実技】

- 一 発航前の準備及び点検
- 二 解らん及び係留
- 三 レーダー及び航海計器の使用
- 四 見張り
- 五 機関の点検
- 六 発進、直進及び停止
- 七 変針、旋回及び連続旋回
- 八 救命及び消火
- 九 避航操船
- 十 離岸及び着岸

[機関の運転に関する科目]

小型船舶操縦者が、メーカーマニュアルに従い、近海中規模漁船のディーゼル機関（出力装置、プロペラ装置、補機、電気設備等を含む。以下同じ。）を運転できるよう必要な知識・能力を習得させるもの。

講習内容については、次のとおり、小型船舶操縦士として有していない知識・能力であって、ディーゼル機関の取扱い、保守点検、故障時の対処など、近海中規模漁船の機関の運転に必要な内容に限定する。

実際の機関又はその模型を使用した実習も行うが、総トン数 20 トン以上の漁船に乗り組み、機関の運転に関する職務を一定年数行った履歴を有する者については、当該実習を省略することができる。

(講習の内容)

- ① ディーゼル機関の取扱い
 - 一 機関の安全な使用
 - 二 機関の概要
 - 三 機関の燃料油・潤滑油・冷却水
 - 四 機関の運転のしかた
 - 五 海洋汚染の防止
- ② ディーゼル機関の保守点検
 - 一 船上における保守点検項目及び周期
 - 二 船上における保守点検要領
- ③ ディーゼル機関の故障時の対処
 - 一 機関の故障原因
 - 二 機関の故障時における応急的な対処
 - 三 火災、浸水による機関の損傷制御